昭和三十一年政令第二百四十九号 政執行法人の労働関係に関する法律施行

を実施するため、公共企業体等労働関係法施行令 年法律第二百五十七号)の規定に基き、及び同法 するこの政令を制定する。 (昭和二十四年政令第百八十九号)の全部を改正 内閣は、公共企業体等労働関係法 (審査委員会) (昭和二十三

第一条 行政執行法人の労働関係に関する法律 という。)第三条第二項(法第四条第五項にお ける審査委員会に、委員長を置く。 央労働委員会(以下「委員会」という。)が設 いて準用する場合を含む。)の規定に基づき中 (昭和二十三年法律第二百五十七号。以下「法」 3

委員長は、委員会の会長がなる。

委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表

た委員が委員長を代理する。 二十五条に規定する行政執行法人担当公益委員 (次項及び第四条第二項において「行政執行法 人担当公益委員」という。)の互選により定め 委員長に故障があるときは、あらかじめ法第

することができない。 公益委員が出席しなければ、会議を開き、議決審査委員会は、三人以上の行政執行法人担当

号)第二十一条第一項及び第二項並びに労働組 号)第二十六条第二項の規定は、審査委員会に 合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四

(法第四条第二項の事務の処理に係る委員会の

会の会議については、労働組合法施行令第二十311条 法第四条第二項の事務の処理に係る委員 六条の規定を準用する。

見を述べることができない 前項の会議においては、特別調整委員は、 意

(職の新設等に関する通知)

びに当該職の職務内容(当該職を変更した場合又はその職にある者が勤務する事務所の名称並日、当該職及びその職を置く部局若しくは機関 にあつては、変更前及び変更後のもの)を記載 項の職を新設し、変更し、又は廃止した年月 した書面でしなければならない 法第四条第四項の規定による通知は、同 4

(行政執行法人担当委員会議)

第四条 法第二十五条に規定する政令で定める委 員会の事務は、法第三十一条の規定による委員

2 する場合において、行政執行法人担当公益委員 より会長を代理する委員は、同条に規定する事 ばならない。この場合において、同項の規定に 関して会長を代理する委員を定めておかなけれ る場合に法第二十五条に規定する事務の処理に のうちから委員の選挙により、会長に故障があ 員会は、あらかじめ行政執行法人担当公益委員 により会長を代理する委員がいないときは、委 のうちに労働組合法第十九条の九第四項の規定 委員会が法第二十五条に規定する事務を処理 2

務の処理に関しては会長を代理しない。 は、意見を述べることができない。 に係る委員会の会議においては、特別調整委員 法第二十五条に規定する委員会の事務の処理

(調停開始等の通知)

第五条 委員会は、関係当事者の一方から法第二 滞なく、その旨を通知しなければならない。 きは他の関係当事者に、法第二十七条第三号若 二十五号)第二十六条第二項の申請があつたと 準用する労働関係調整法(昭和二十一年法律第 の請求があつたときは関係当事者の双方に、遅 しくは第四号の決議をしたとき又は同条第五号 十七条第二号の申請又は法第三十二条において (調停委員会の委員長)

第六条 調停委員会の委員長は、会務を総理し、 調停委員会を代表する。

(調停委員候補者名簿の作成及び公表)

第七条 厚生労働大臣は、あらかじめ委員会の同 九条第四項の調停委員候補者名簿を作成してお意を得て、調停委員候補者を委嘱し、法第二十 かなければならない。

3 2 ときは、委員会の同意を得てしなければならな 他必要な事項を記載しなければならない。 者、行政執行法人を代表する者及び職員を代表 する者に区分して、調停委員候補者の氏名その 厚生労働大臣は、調停委員候補者を解任する 調停委員候補者名簿には、公益を代表する

する。 調停委員候補者に異動があつた場合も、 したときは、これを公表しなければならない。 厚生労働大臣は、調停委員候補者名簿を作成 同様と

(仲裁開始の通知)

第八条 委員会は、関係当事者の一方から法第三 他の関係当事者に、同条第四号の決議をしたと 十三条第二号又は第三号の申請があつたときは き又は同条第五号の請求があつたときは関係当

> 事者の双方に、遅滞なく、 その旨を通知しなけ

(仲裁委員会の委員長)

|第九条 仲裁委員会の委員長は、 仲裁委員会を代表する。 (仲裁委員会の裁定) 会務を総理し、

第十条 仲裁委員会は、仲裁を行うときは、その ばならない。 開始後三十日以内に裁定をするようにしなけれ

を関係当事者に通知するとともに公表しなけれ ばならない。 仲裁委員会は、裁定をしたときは、その裁定

(主務大臣の請求)

第十一条 法第二十七条第五号及び第三十三条第 よつてしなければならない 五号の請求は、その理由を明らかにした書面に

(厚生労働大臣への報告)

裁を開始したとき、これらが終了したとき、法第十二条 委員会は、あつせん、調停若しくは仲 第三項の規定により見解を示したときは、直ち 二十六条第二項の申請があつたとき、又は同条 第三十二条において準用する労働関係調整法第 (あつせん員及び調停委員の報酬) に、厚生労働大臣に報告しなければならない。

第十三条 法第二十六条第四項又は第二十九条第 和二十五年法律第九十五号)第二十二条第一項九条又は一般職の職員の給与に関する法律(昭 る法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第 ける報酬の額は、職務を行つた日一日につい五項の規定によりあつせん員又は調停委員が受 額とする。 超えない範囲内において厚生労働大臣が定める の規定に基づいて受ける手当の額のいずれをも て、委員会の委員が特別職の職員の給与に関す

償を受ける費用の種類及び金額は、一般職の職 第十四条 法第二十六条第四項又は調停委員が弁 指定する職務にある者が、国家公務員等の旅費 (一)の八級以上の職務のうち厚生労働大臣が務並びに同項第一号イに規定する行政職俸給表規定する行政職俸給表の適用を受ける職員の職員の給与に関する法律第六条第一項第十一号に 同一とする。 に関する法律 (昭和二十五年法律第百十四号) 規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と

2 前項に定めるもののほか、同項の費用の支給 の定めるところによる。 については、国家公務員等の旅費に関する法律

附 抄

施行期日

する。 を改正する法律(昭和三十一年法律第百八号。 以下「改正法」という。)の施行の日から施行 この政令は、公共企業体等労働関係法の一部

(他の政令の廃止

2 七年政令第三百二十五号)は、廃止する。 称、位置及び管轄区域に関する政令(昭和二十 地方におかれる公共企業体等調停委員会の名

〇六号) (昭和三一年一〇月一日政令第三

公共企業体等労働関係法施行令の規定は、 三十一年八月一日から適用する。 《七日養本育労動関係法施行令の規定は、昭和この政令は、公布の日から施行し、改正後の(すり)

四号) (昭和三二年七月一日政令第一七

改正後の第十七条の規定は、この政令の施 この政令は、公布の日から施行する。

2 出発した旅行については、 の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に なお従前の例によ

七号) 附 則 (昭和三五年六月九日政令第 二四

この政令は、 則 (昭和四〇年三月二九日政令第五 公布の日から施行する。

合法施行令及び公共企業体等労働関係法施行令 の規定は、昭和三十九年十二月十七日から適用 による改正後の労働関係調整法施行令、労働 この政令は、公布の日から施行し、この政令 四号)

七六号) 附 則 (昭和四〇年八月一二日政令第二

する。

する。 この政令は、 昭和四十年八月十五日から施行

三号) 附 則 (昭和四二年四月二〇日政令第六

第十六条の規定は、昭和四十二年四月一日 適用する。 による改正後の公共企業体等労働関係法施行令 この政令は、公布の日から施行し、この政令 から

附 則 、昭和四三年九月二〇日政令第二

による改正後の公共企業体等労働関係法施行令 この政令は、 公布の日から施行し、この政令

第一条 この政令は、 第一条 この政令は、 施行する。 し、第四十二条の規定は、昭和六十一年一月一 行する。 十五日)から施行する。 廃に関する法律の施行の日(昭和四十七年五月 第十六条の規定は、 第十六条の規定は、 適用する。 この政令は、 〇**号**) (施行期日等) (施行期日) 施行期日) この政令は、公布の日から施行する。ただ この政令は、 この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改 この政令は、公布の日から施行し、 から施行する。 この政令は、 この政令は、公布の日から施行する。 この政令は、 号) 四号) 五号) 三号) 附 三二六号) 附 号 〇一号) 抄 則 則 則 則 則 抄 (昭和六〇年一二月二一日政令第 (昭和四六年三月一日政令第二三 (昭和六二年三月二〇日政令第五 (昭和六二年三月一七日政令第四 (昭和六〇年三月五日政令第二四 (昭和五六年三月二五日政令第三 (昭和四七年五月一日政令第一 (昭和四五年四月一日政令第四三 (昭和四四年四月二八日政令第 (昭和五九年一一月二〇日政令第 〈昭和六三年九月六日政令第二六 昭和五十九年十二月一日から施 公布の日から施行する。 昭和六十二年三月三十一日から 昭和五十六年四月一日から施行 昭和四十四年四月一日から中の日から施行し、改正後の 昭和六十年四月一日から施 昭和四十三年七月一日から 昭和六十二年四月一日 から 五 第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施 る法律(以下「改正法」という。)の施行の日第一条 この政令は、労働組合法の一部を改正す 1 第一条 この政令は、 第一条 この政令は、昭和六十三年十月一日 行する。 施行する。 四月一日から施行する。 成十三年一月六日)から施行する。 日)から施行する。 等に関する法律の施行の日(平成六年九月一この政令は、一般職の職員の勤務時間、休暇 る。 行する。 (施行期日) (施行期日) (平成十七年一月一日) から施行する。 (施行期日) (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 (施行期日) (施行期日) (施行期日) この政令(第一条を除く。)は、 この政令は、内閣法の一部を改正する法律 この政令は、平成十二年一月一日から施行す この政令は、 この政令は、平成十三年一月六日から施行す 号) 七三号) 三号) 六号) 九附号訓 附 三八五号) 附則 附 附 附 附 四〇八号) 附 号 則 則 則 則 則 則 則 則 抄 (平成一四年一二月一八日政令第 (平成一八年二月一日政令第一四 (平成一二年六月七日政令第三二 (平成一一年一二月二二日政令第 (平成一二年六月七日政令第三三 (平成一二年六月七日政令第三〇 (平成六年七月二七日政令第二五 (平成一六年一二月一日政令第三 (平成二〇年三月二六日政令第六 抄 平成二十年四月一日から施行す 抄 平成十八年四月一日から施 平成十三年 休暇 伞 | 六| 船員地方労働委員会(旧設不当労働行為事 七 兀 第二条 国土交通省設置法等の一部を改正する法 第一条 この政令は、 がした認可、指定その他の処分又は通知その他 機関(以下この条において「新機関」という。) に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の の条において「新法令」という。)の相当規定 がした認可、指定その他の処分又は通知その他 の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国のむ。以下この条において「旧法令」という。) 正後の法律(これに基づく命令を含む。以下こ の行為は、改正法の施行後は、改正法による改 機関(以下この条において「旧機関」という。) 律(以下この条において「改正法」という。) の行為とみなす。 による改正前の法律(これに基づく命令を含 行する。 置法第四条第九十六号に掲る事務所の所在 船員地方労働委員会(旧設労働組合の主た 土交通省設置法(以下「旧条の規定による改正前の国 働行為に係るものに限る。) 四号)に係る事務(不当労轄する都道府県(昭和二十四年法律第百七十会の所在地を管 |係る場合に限る。) |第九十八号に掲げる事務に 置法第四条第九十七号及び |船員中央労働委員会(旧設|交通政策審議会 げる事務に係る場合に限 置法第四条第九十六号に掲 |船員中央労働委員会(旧設中央労働委員会 海難審判庁 航空・鉄道事故調査委員会 |でに掲げる事務に係る場合 |国土交通大臣(改正法第一観光庁長官 (処分等に関する経過措置) (施行期日) 置法第四条第九十六号に掲件が係属する船 設置法」という。) 第四条第 げる事務のうち労働組合法|員地方労働委員 に限る。) 一十一号から第二十三号ま 三一号) 則 (平成二〇年七月一八日政令第二 抄 平成二十年十月一日から施 労働委員会 運輸安全委員会 海難審判所 百八十九号)に係る事務に道府県労働委員権(昭和二十七年法律第二地を管轄する都業等の労働関係に関する法る事務所の所在選先第四条第九十六号に掲は特定地方独立 電法第四条第九十六号に掲した地域を管轄 を場合に限る。) 上の都道府県的 本法(昭和二十一年法律第働委員会(当該 上の都道府県労働争議が二以 を場合に限る。) 上の都道府県労働のである場合に限る。) 上の都道府県労働のである。 第九十八号に掲げる事務に地を管轄区域と置法第四条第九十七号及び働委員会の所在 うち個別労働関係紛争の解方運輸局長(運第九十八号に掲げる事務の地を管轄する地置法第四条第九十七号及び働委員会の所在船員地方労働委員会(旧設当該船員地方労 長を含む。)(旧設置法第四地方運輸局長(運輸監理部 場合を除く。)に限る。) に置かれる地係る場合(十の項に掲げるする地方運輸 四十七年法律第百十三号)確保等に関する法律(昭和女の均等な機会及び待遇の 船員地方労働委員会(旧設当該 |船員地方労働委員会(旧設労働 場合に限る。) に係る場合に限る。) 条第九十六号に掲げる事務する都道府県 る。 及び雇用の分野における男 成十三年法律第百十二号) 決の促進に関する法律(平輸監理部長を含 |係る場合に限る。) に係る事務に係る場合に限 に係るものを除く。) に係る会 は厚生労働大臣 働委員会) るときは中央労 交通審議会 のであるとき 船員地方 争議が発

方 局

3 日去合の規定により日機関に対して届出その2 旧法令の規定により日機関に対してされて申請、届出、申立てその他の行為ととされているものを除き、改正法の施行後とされているものを除き、改正法の施行後してされた申請、届出、申立てその他の行為は、改正法りする。

3 旧法令の規定により旧機関に対して届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改正法の施行の日前にその手続がされていないものについては、改正法の施行後は、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

五号) 抄 則 (平成二五年三月一三日政令第五

施行する。 第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から(施行期日)

この政令は、平成二十七年四月一日から施行四号) 抄 明 (平成二七年三月一八日政令第七